

議 事 録

平成31年1月10日

開催場所	本庁 4階 406会議室	13:30～16:30
会議名	第20回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 木津 中川 西田 雪岡 藤室 森田安 福永 松山	
	北出 坂本 福地 森田克 中尾 二谷 森本 中井 北川 森川 宮寄	
	(計23名)	
欠席者	米澤 仁保	
事務局	加藤 勝本 今出	
議 事		
議長	定刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会平成30年度第20回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、米澤委員、仁保委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。現在出席農業委員は24名中22名で、農業委員会等に関する法律第27条の規定による成立要件の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の出席委員のご都合で審議いただく順を通常とは変則でお願いします。本日の議案は初めの報告2件に引き続き、議案4件のうち議案第3号を先にご審議いただき、議案第1号、議案第2号、議案第4号とご審議いただきますようお願いいたします。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。18番の中尾委員と19番の二谷委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていきますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、府中地区農地利用最適化推進委員の坂口委員、西柘植地区農地利用最適化推進委員の高井委員に主席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号は、賃貸借の合意解約がなされ、報告件数8件、筆数は田15筆、畑1筆の合計16筆、面積は田16,654㎡、畑2,498㎡の合計19,152㎡について通知がありましたので報告いたします。	
事務局	報告第2号は、無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされたもので、今回は件数2件、筆数は田のみの10筆、合計18,136㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようです。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案の審議に移ります。先ほど事務局から説明のあったとおり、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	

事務局	No.1 依那古地区、所在地は依那具の田1筆、面積は189㎡、転用地目は宅地です。貸人は依那具の〇〇〇〇さん、借人は西明寺の〇〇〇〇さんで、親子間での20年間の使用貸借権が設定されています。施設の概要は、居宅1棟の新築と駐車場です。申請地は、市部駅より北西約600mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた基盤整備のなされていない小集団農地に属する農地であることから、第2種農地と認められます。土地造成は約40cmの盛土を行い整地します。取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は集落排水へ放流、雨水は集水桝を設置し既設水路へ放流する計画となっております。全体面積に対し、駐車場面積は25㎡、居宅面積は255.5㎡、建築面積は60.86㎡となっており、建ぺい率は23.82%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。工事期間は許可日から平成31年8月31日までとなっております。区や水利組合、及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	12月21日に現地立会いをしました。申請地の周囲の3方が宅地に囲まれ、1方は隣接所有者の畑となっておりますが、農業の影響の無いよう対応するとの話を伺っておりますので、特に問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第3号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 依那古地区、所在地は依那具の田2筆、面積は合計2,806㎡、転用地目は一時転用です。賃貸人は四十九町の〇〇〇〇さん他1名で、賃借人は高畑の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。申請地は、市部駅より北西約600mに位置する、農用地区域内農地です。申請法人株式会社〇〇〇〇は、平成15年12月に設立された法人で、伊賀地域を中心に建設業を行う一方、平成17年3月に県内において砂利採取業の登録を受け、平成18年度から砂利採取業を行っております。採取した砂利は、場内に一時堆積し水切りした後、申請地から北東約9km付近に位置する〇〇〇〇株のプラント及び申請地から北約9km付近に位置する〇〇〇〇株のプラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、申請地から北東へ約8kmに位置する、真泥地内の自社所有地山土を充てる計画となっております。山土につきましては、伊賀建設事務所において採石法の認可を受けています。掘削面積は2,311㎡、採取数量が7,849.8㎡、掘削深5m、保安距離2m、安定勾配1:1.2であり、砂利採取の基準を満たしております。排水は雨水のみで既設水路から木津川へ放流する計画です。計画は許可日から1年となっております。また、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び、安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮され、地元車両にも注意を促すよう配慮しております。区や周辺の地権者からの同意も得られており、また近隣の小学校への通学路沿いを車両が通行するため、学校関係者への説明も行い同意を得られております。周辺農地への支障もありません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	12月21日に現地立会いを行いました。梅雨時期の雨水排水について、水路に影響が出ないよう対応をきちんとするよう指導いたしました。隣接所有者や地区からの同意、また小学校の通学路にも影響しているため学校長の同意も得られており、特に支障はないと判断しています。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 神戸地区、所在地は上神戸の田3筆、面積は合計4,567㎡のうち1,124㎡、転用地目は一時転用です。賃貸人は上神戸の〇〇〇〇さん他1名で、賃借人は大阪市浪速区の〇〇〇〇(株)〇〇〇〇 執行役員支店長〇〇〇〇さんで、平成31年9月30日までの賃貸借権の設定をするものです。施設の概要は、近畿日本鉄道線路の法面工事のための作業基地及び工事用進入路です。申請地は、伊賀神戸駅より西約1.5kmに位置する線路沿いの農用区域内農地です。当該農地は、近畿日本鉄道大阪線の法面下、既設擁壁の補強を施工するため必要な工事用進入路や基地の確保に利用できる土地がこの農地しか無く、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は行わず現状のままで進入路と作業基地には鉄板を敷きます。取水はなく、排水は雨水のみで東側の既設水路へ放流します。計画期間は許可日から平成31年9月30日までとなっております。期間終了後の農地への復旧については、誓約書において、遅延なく農地の状態に復元する記載がされていることから、確実に農地に復旧されるものと考えます。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、神戸地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田安委員	12月21日に現地立会いを行いました。近鉄大阪線の伊賀神戸駅と美旗駅の区間にある線路の法面が今年の台風の災害により土砂が崩落し、擁壁がもろくなっている状態です。その修復工事を行うにあたり、工事箇所までトラック等が通行する道路がないため、申請地に鉄板を敷いて進入路や作業基地を設置する計画です。必要箇所のみの一時的転用であるため、最低限の面積のみの申請となっております。近隣農地の所有者や区への説明も済んでおり、特に問題ないと判断しました。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.4 柘植地区、所在地は柘植町の田1筆と畑2筆の合計3筆、面積は合計88㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は柘植町の〇〇〇〇さん他1名、譲受人は柘植町の〇〇〇〇 代表者〇〇〇〇さんです。施設の概要は集議所用の駐車場の一部として利用するものです。申請地は〇〇〇〇集議所のすぐ南側に位置し、優良農地とは分断された基盤整備のなされていない小規模農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、昭和60年頃から、譲受人が地域の駐車場として利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。現在フェンスで隣接農地と分断し駐車場の一部として利用されており、今後も現状のまま利用されるとのことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透にて放流します。区や隣接地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
松山委員	12月4日に現地立会いを行いました。以前から〇〇区の公民館利用者の駐車場として利用されていました。周辺の農地の影響は無く、転用に特に問題ありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.4は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 友生地区、所在地は中友生の田2筆、面積は合計131㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は奈良県橿原市の〇〇〇〇さん、譲受人は津市の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は申請法人事業用の3台分の駐車場です。譲受人は譲渡人の妹の息子が経営する法人であり、申請地周辺の物件管理のための駐車場が必要となり、今回の申請に至ったとのこと。申請地は友生郵便局の西約1.5kmに位置し、集落に介在する整備されていない農地であることから、第2種農地と認められます。申請地は、所有者による耕作活動が難しく現在休耕状態となっており、当該目的で他に利用できる所有地はなく、今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は許可日から1ヶ月となります。土地造成は盛土を行うが周囲より盛土高が低いため、土砂流出の恐れはないとのこと。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透となります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
雪岡委員	12月20日に現地立会いをいたしました。今まで休耕状態の農地でしたが、不動産会社の駐車場として利用すること、周囲の農地への影響もなさそうで、特に問題ないと思います。
議長	問題なしとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.5は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 友生地区、所在地は喰代の田1筆、面積は1531㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は津市の〇〇〇〇さん、譲受人は柘川の〇〇〇〇さんです。施設の概要は譲受人が代表を務める土木工事会社の砕石等の資材置き場です。申請地は木代神社の東約300mに位置する、山林に接する整備されていない農地であることから、第2種農地と認められます。申請地は既に平成15年から現状で使用しており、今回顛末書を添付しての申請となっております。今後もこのまま使用されること、他に利用できる土地はなく、今回転用はやむを得ないものと判断いたしました。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透となります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、友生地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
雪岡委員	12月20日に現地立会いをいたしました。以前から資材置き場として利用しており、それについては顛末書を添付してあります。以前から利用されているため、周囲の農地の所有者からの承諾もあり、特に問題ないと思います。
議長	問題なしとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.7 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の畑2筆、面積は合計439㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は島ヶ原の〇〇〇〇さん、譲受人は島ヶ原の〇〇〇〇さんです。施設の概要は居宅1棟の建築と2台分の駐車場です。申請地は島ヶ原小中学校の北西約700mに位置し、集落に介在する整備されていない農地であることから、第2種農地と認められます。建築面積は86.12㎡で、申請面積から駐車場部分を除く宅地部分に対する建ぺい率は22.08%で、最低建ぺい率22%は満たしております。申請地は以前より保全管理されており、他に利用できる土地はなく今回転用はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は平成31年3月1日から7月20日までとなります。土地造成は整地のみで、取水は北側道路にある水道管本管から引き込み、生活雑排水は北側道路にある下水管に接続し、雨水は東側及び南側の既設水路へ放流となります。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、島ヶ原地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂本委員	12月20日に現地立会いを行いました。今まで住んでいる家が手狭となり、新しく居宅を建てられるとのことで、転用に何ら問題ありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.8からNo.13については、申請地が隣接しており、概要が同一であるため併せて議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.8からNo.13については、申請地が隣接し、全て太陽光発電施設の事業となるため、併せて説明させていただきます。</p> <p>No.8 三田地区、所在地は大谷の田1筆、面積は922㎡。譲渡人は東大阪市の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.9 三田地区、所在地は大谷の田1筆、面積は924㎡。譲渡人は大谷の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.10 三田地区、所在地は大谷の田1筆、面積は1,818㎡。譲渡人は大谷の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.11 三田地区、所在地は大谷の田3筆、面積は合計2,188㎡。譲渡人は東大阪市の〇〇〇〇さん及び大阪市の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.12 三田地区、所在地は大谷の田2筆、面積は合計1,523㎡。譲渡人は大谷の〇〇〇〇及び大谷の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.13 三田地区、所在地は大谷の田2筆、面積は合計1,711㎡。譲渡人は大谷の〇〇〇〇さん及び東大阪市の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地は、大谷地内の法泉寺から北約1.4kmに位置しており、山林・宅地等に囲まれた10ha未満の狭小な整備されていない農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、所有者の耕作活動が難しく、今後も管理ができないということから、太陽光発電施設への転用を行おうとするものです。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、太陽光発電施設をするための日照条件も良いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。取水は無く、排水は雨水のみでU字溝の設置及び自然浸透にて処理を行います。工事期間は許可日から6月末日となっております。区や隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、三田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
中川委員	<p>12月17日に現地立会いをいたしました。この農地は、以前から休耕地となっており、獣害もあり耕作はしにくい農地でした。</p>
議長	<p>問題なしとのことですので。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
森田安委員	<p>譲受人は事実上、同一人物のように思われますが、なぜ、6件の申請をまとめて1件にしなかったのですか。</p>
事務局	<p>申請を1件にした場合には、事業計画面積上、高圧発電の太陽光発電施設となります。その場合、電線の張替え等が必要になり、その費用が億単位になります。そのような理由で6件に分けた申請となっています。譲受人については、代表者等は同一人物となっておりますが、個人や異なる法人で申請しているため、申請自体については、同一人物ではないと認識しております。</p>
西田委員	<p>申請地は土砂災害が多く発生する場所でもあり、申請地を1,000㎡未満にして企画管理課への届出を少しでも省くための方法と思われそうですが、全体的に災害の心配は無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>企画管理課への伊賀市太陽光発電施設設置に関する指導要綱の届出を減らすためではなく、電線の張替え費用等が課題となったようです。</p>
西田委員	<p>その伊賀市太陽光発電施設設置に関する指導要綱の届出については、済まされていますか。</p>
事務局	<p>現在において、まだ届け出はされていないと確認しております。</p>

西田委員	そのような状況で、転用行為が確実に行われるかの判断が難しいことから、許可相当として認められないのではないのでしょうか。
事務局	おっしゃる通りです。
議長	他にご意見はございませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 然るべき手続きが済まされていないと、事務局からの説明があったことにより、転用行為が遅滞なく供すると判断できないことから、議案第3号No.14について、保留案件とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声をいただきましたので、議案第3号No.8からNo.13については保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号議案第3号No.8からNo.13については保留とすることに決定しました。事務局は、この案件についても一度精査し、次回の総会までに申請手続きを整えてください。続きまして議案第3号No.14を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.14 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆、面積は527㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん、譲受人は京都府久世郡久御山町の(株)〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、社員用駐車場として利用するものです。申請地は、佐那具郵便局から北に150mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。申請地の隣地は譲受人の社員寮となっており、現在の駐車場は狭く、他に駐車場として利用できる所有地は無く、今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流します。工事期間は許可日から4月末日までとなります。地元地区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断しております。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	12月20日に現地立会いいいたしました。事務局からの説明どおりで、会社の駐車場として利用したいとのことですが、特に問題ないと思います。
議長	問題なしとのことですが、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.14について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.14は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.15を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.15 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆、面積は1,687㎡の内561.08㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さん、譲受人は佐那具町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、譲受人が経営する飲食店用の駐車場として利用するものです。申請地は、マックスバリュート佐那具店から西に250mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。現在の飲食店用駐車場は狭く、他に駐車場として利用できる所有地は無く、今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透となります。工事期間は2月1日から3月1日までとなります。地元地区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断しております。また、飲食店の駐車場の確保が急務であるため、一部転用申請となりましたが、後日、分筆及び地目変更を行うとのことです。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	12月20日に現地立会いたしました。事務局からの説明どおりで、最近できた飲食店のお客さん用の駐車場として利用されるそうで、何ら問題ないと思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.15について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.15は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 柘植地区、所在地は柘植町の田1筆、面積は545㎡、譲渡人は柘植町の〇〇〇〇さん、譲受人は柘植町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は26aで許可後は31aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、耕耘機を各1台所有されており、以前から水稻を耕作されています。申請地は自宅から車で約10分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をさせていただきます。
松山委員	12月4日に現地を確認しました。以前からこの田で水稻をされている方で、今後も引き続き耕作してくれると考えており、問題ありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.2 西柘植地区、所在地は愛田の畑1筆、面積は29㎡、譲渡人は愛田の〇〇〇〇さん、譲受人は愛田の〇〇〇〇さんで、贈与による所有権移転です。譲受人の耕作面積は27aで許可後も27aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、父が60年、母60年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインを各1台所有されており、野菜を耕作される予定です。申請地は自宅から300m程あり徒歩で約3分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	11月27日に現地立会いをしました。譲受人と譲渡人は親戚関係であり、譲受人が農地を管理することが難しくなり、贈与し管理してもらうということです。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.2は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 西柘植地区、所在地は柏野の田1筆、面積は360㎡、譲渡人は神奈川県秦野市の〇〇〇〇さん、譲受人は柏野の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は43aで許可後は46aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年、妻が20年、子が5年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台リースされており、取得後は野菜を耕作される予定です。申請地は自宅から30m程あり徒歩で約3分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	11月27日に現地立会いをしました。譲渡人はすでに県外に移住しており、農地を譲受人に売買しました。申請地は譲受人の自宅に近く、今後管理しやすいことから問題ないと思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.3は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.4 阿波地区、所在地は下阿波の田1筆、面積は589㎡、譲渡人は大阪府枚方市の〇〇〇〇さん、譲受人は下阿波の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は12aで許可後は18aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年、妻が30年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機を各1台所有されており、以前より水稻を耕作されております。申請地は自宅から700m程と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

議長	只今の説明に関連して、阿波地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
二谷委員	12月19日に関係者で現地立会いをしました。譲受人が以前から水稻を耕作していた農地であり、県外に住んでいる譲渡人が売渡し、今後所有し耕作してもらうとのことで、問題ないとありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.4は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 中瀬地区、所在地は寺田の畑1筆、面積は138㎡、譲渡人は寺田の〇〇〇〇さん、譲受人は寺田の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は10aで許可後は11aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。15年の農作業歴となる譲受人本人が常時従事者となり農業に従事されます。各種野菜を耕作される予定で、農機具は耕うん機、田植機を各1台所有しております。申請地は自宅に隣接しており、取得後は効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	12月19日に現地立会いをしました。申請地は隣接する譲受人の畑と一体利用されており、今後も野菜を耕作するそうです。特に問題ないと思います
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.5は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 友生地区、所在地は喰代の田1筆、面積は2,259㎡、譲渡人は喰代の〇〇〇〇さん、譲受人は喰代の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は171aで許可後は193aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。39年の農作業歴となる譲受人本人が常時従事者となり妻子とともに農業に従事されます。水稻を耕作される予定で、農機具はトラクターを2台、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有しております。申請地は自宅から車で約5分と近隣にあり、取得後は効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
雪岡委員	12月20日に現地立会いをしました。事務局からの説明どおりで、譲受人はたくさんの田を耕作されており、この土地も間違いなく耕作されると思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.6は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.7 長田地区、所在地は朝屋の畑1筆、面積は86㎡、譲渡人は朝屋の〇〇〇〇さん、譲受人は朝屋の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在173aで、取得後の耕作面積は174aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴39年の譲受人本人と農作業歴39年の妻及び11年から13年の息子2人が農業に従事されます。野菜を耕作される予定で、農機具は田植機・トラクター・コンバインを各1台所有されております。申請地は自宅から10mと近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、長田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	12月19日に現地立会いをしました。この農地は譲受人の方の自宅から近いところにあり、今後は野菜をされる予定で、何ら問題ないと思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.7は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.8を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.8 府中地区、所在地は服部町の畑1筆、面積は442㎡、譲渡人は服部町の〇〇〇〇さん、譲受人は服部町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在42aで、取得後の耕作面積は46aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴1年の譲受人本人と妻が農業に従事されます。野菜を耕作される予定で、農機具は田植機・トラクター・コンバイン・乾燥機を各1台所有されております。申請地は自宅から車で5分と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	12月20日に現地立会いをしました。事務局からの説明どおりで、譲受人は他にも田を耕作されており、この土地も間違いなく耕作されるとのことで、問題ありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.8は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第1号No.9並びにNo.10は譲受人が同一のため併せて議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.9とNo.10については、譲受人が同一であるため併せて説明いたします。</p> <p>No.9は花之木地区、所在地は法花の畑1筆、面積は2,498㎡、譲渡人は名張市の○○○○さんです。</p> <p>No.10は花垣地区、所在地は予野の畑1筆、面積は合計3,610㎡、譲渡人は予野の○○○○さんです。</p> <p>譲受人は、予野の農事組合法人○○○○ 理事○○○○さんです。譲受人の耕作面積は現在3,212aで、取得後の耕作面積は3,273aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農事組合法人○○○○は、法人での売上を農業で占めており、役員2名が農業の常時従事者で、総議決権の2/3を確保していることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。常時従事者は農作業歴5年から30年の農事組合法人○○○○の理事や職員が農業に従事されています。野菜を耕作される予定で農機具はトラクター3台・収穫機及び動力カルテを各1台所有されております。申請地は事務所から供に車で5分以内と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、花之木地区担当委員ならびに花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
木津委員	<p>12月19日に現地立会いをしました。伊賀市において多くの農地の耕作をされていて、区としても問題はないとの話を伺っていますので、何ら問題ないと思います。</p>
浅野委員	<p>こちらも12月19日に現地立会いをしました。地域において農業法人として活動してくれており、この農地も同様に耕作してくれるものと思い、問題ないと判断いたしました。</p>
議長	<p>問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.9並びにNo.10について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号No.9並びにNo.10は原案のとおり許可とすることに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>No.1 上野地区、所在地は緑ヶ丘南町の田1筆と畑2筆の合計3筆、面積は合計847.66㎡、転用地目は宅地です。申請人は緑ヶ丘南町の○○○○さんです。施設の概要は共同住宅1棟の建築及び16台分の駐車場です。申請地は、友生ICから北約300mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、宅地等に囲まれた狭小な農地であり、他に適した土地が無く、また所有者による耕作活動が今後難しくなるため、今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、南側道路にある水道管から取水し、雑排水は新設する合併浄化槽を経て雨水とともに南側の既設排水管への放流となります。建築面積は182.33㎡で、申請面積から駐車場及び通路部分を除く宅地部分335㎡に対する建ぺい率は54.42%で、適正な建ぺい率22%は満たしております。工事計画は許可日より平成31年4月30日までとなります。地区からの同意も得られており周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
玉岡委員	<p>12月19日に関係者で現地立会いをしました。周囲は宅地に囲まれており、住宅街の真ん中にある農地であり、周辺農地への影響もないことから、何ら問題はありません。</p>
議長	<p>問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第2号No.2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 友生地区、所在地は中友生の畑1筆、面積は76㎡、転用地目は宅地です。申請人は奈良県橿原市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は隣接する申請人実家の倉庫2棟の建築です。申請地は友生郵便局の西約1.5kmに位置し、集落内に介在する整備されていない農地であることから、第2種農地と認められます。申請地は昭和50年に倉庫を建築し、現在まで使用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。倉庫の建築面積は2棟合計36㎡で、宅地利用敷地145.42㎡に対する建ぺい率は24.75%となり、適正な建ぺい率22%は満たしております。当該目的で他に利用できる所有地はなく、今後もこのまま隣接する実家とともに管理し、使用されるとのことから、今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透となります。地区からの同意も得られており周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
雪岡委員	12月20日に現地立会いをしました。約40年ほど前から倉庫を建築され利用されていたそうです。農地として利用することは難しく、転用はやむを得ないと思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第4号「農地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定45件、再設定44件で、計画面積は合計355,151.56㎡です。 (利用権の説明) 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
議長	説明がおわりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号のについて、原案どおり計画決定することに賛成の方は挙手願います。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

議長	以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば、挙手をお願いいたします。
議長	ご意見が無いようですので、事務局より報告事項がごぞますので、よろしくお願い致します。
事務局	事務局より事務連絡としてご説明させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度農作業賃金について ・平成31年度総会開催日等について (上記2件については、2月1日号の広報にも掲載します) <ul style="list-style-type: none"> ・1月18日開催の県庁舎での伊賀地区研修会について ・農業者年金対象者について
議長	その他ご意見はございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、第20回農業委員会総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和元年 6月10日

会 長

浅 野 潤 熹 ⑩

議事録署名者

中 尾 秀 民 ⑩

議事録署名者

二 谷 幸 夫 ⑩
